

平成22年度第4回社会福祉審議会「福祉施策のあり方検討専門分科会」摘録

日 時：平成22年11月25日（木）19時～20時30分

場 所：ホテルルビノ京都堀川 2階「ひえいの間」

出席委員：安宅義人委員，奥山茂彦委員，源野勝敏委員，関川芳孝委員，仙田富久委員，
浜岡政好委員，古村正委員，宮本義信委員，村井信夫委員，矢島里美委員，
山手重信委員

欠席委員：菅原幸子委員，西晴行委員

— 開会 —

【事務局】

それでは、時間がまいりましたので、ただ今から、平成22年度第4回福祉施策のあり方検討専門分科会を始めさせていただきます。

委員の皆様方におかれましては、大変御多忙中のところ御出席を賜り、誠にありがとうございます。

本日の分科会のはじめでございますが、村井委員におかれましては、本日から御出席をいただきますので、自己紹介を賜りたいと存じます。よろしくお願い致します。

【村井委員】

今年の1月から京都市の社会福祉協議会の会長をさせていただいております村井でございます。どうぞよろしくお願い致します。

【事務局】

ありがとうございました。なお、本日は、西委員，菅原委員におかれましては、どうしても都合がつかず、欠席との連絡をいただいております。

続きまして、資料の確認をお願い致します。

『本日の次第』、『市営保育所の今後のあり方について（中間意見）（案）』及び『市営保育所の今後のあり方について 第4回要求資料』を配布させていただいております。御確認をお願い致します。よろしいでしょうか。

それでは、以降の進行については、浜岡会長にお願いしたいと存じます。浜岡会長、よろしくお願い致します。

【浜岡会長】

議事に入ります前に、前回の分科会の終了後、10月19日の新聞におきまして、「京都市営保育所統合へ」という記事が掲載されました。皆様驚かれたと思いますが、まだ審議中であるにもかかわらず、こういった報道がなされたことにつきまして、いろいろお考えがあらうかと思いますが、京都市としてはどのようにお考えになっておられるのかをまずお伺いして、事務局から説明の方お願い致したいと思います。よろしくお願い致します。

【事務局】

失礼致します。ただいま、浜岡会長の方からお話がございましたとおり、先月の10月19日の京都新聞の夕刊におきまして、「京都市営保育所統合へ」との見出しで記事が掲載されたところでございます。皆様も御承知のとおりかと思えます。

これにつきましては、10月12日に開催致しました前回の第3回分科会の中で、複数の委員の方から、中間意見に盛り込む「速やかに実施すべき項目」と致しまして、「隣接する単独乳児保育所と単独幼児保育所をひとつにまとめるべきであること」や、「著しく定員割れしている市営保育所の定員を見直すべきであること」といった御意見をいただいたところでございますけれども、記者においては、その審議を知り、その後、保育課の課長に審議内容の確認取材がございまして、そのうえで記事を記載されたようであります。

その記事におきましては、京都市が方針を決定したような書き方がなされておりますけれども、それは皆様も御存知のように事実ではなく、本分科会におきまして現在御審議いただいている最中であらうございまして、それにもかかわらず、こういった記事が出たことについては私どもと致しましても、誠に遺憾であると考えているところでございます。

また、その翌日の20日の夕刊におきまして、左京区の養正乳児保育所と修学院保育所の統合記事に対する訂正記事も出たところでございます。どうして、そのような記事の一連の流れになったのかは私どもも理解できないところであります。

本件につきましては、10月21日に私どもの京都市会場で今御説明致しましたとおり、遺憾である旨を私どもの方から表明させていただいたところでございます。報道機関におきましては、このことは十分に認識をされていると考えております。

私の方からは以上でございます。

【浜岡会長】

ありがとうございました。本件につきましては、京都市の方からもただ今大変遺憾であるとの御説明がありました。分科会長としても、審議内容と異なることが報道されることについて、大変に遺憾であることと考えております。

再度、こういった誤解を招くような報道がなされた場合には、京都市として報道機関に対して申し入れ等を行うなど、対応をお願い致したいと思っておりますが、こういう形ではいかがでしょうか。

(異議なし)

それでは、本来の議事の方に移らせていただきたいと思います。

前回の中間意見に向けて、委員の皆様からいろいろ御意見をいただきまして、事務局からこれまでの議論の項目整理(案)についての説明を受け、様々な議論を交わしていただきました。内容につきましては、大筋で御了解いただいたかと思いますが、ここでの御議論を踏まえまして、今回、再度事務局の方で、前回の御意見、御質問その他に対応したような形で、表の差し込み等も含めまして、体裁をまとめた「中間意見(案)」と、それから、これまでに委員の皆様から要求のあった資料を用意していただいておりますが、要求資料に関する説明は次回以降に説明していただくように思っております。

あわせて、お手元に委員から提出いただいております資料がありますが、これにつきましても次回、御説明をお受けすることにさせていただきたいと思っております。

本日は中間意見に向けましての議論に絞って議論をしてまいりたいと思っておりますので、「市営保育所の今後のあり方(中間意見)(案)」について事務局の方から説明をよろしくお願い致します。

【事務局】

失礼致します。それでは、前回の分科会におきます、中間意見(案)を取りまとめるうえでの御議論を踏まえまして、中間意見の案を作成致しました。お手元の資料を御覧願いたいと思っております。御説明を申し上げます。

まず、1枚お開きいただきまして、中間意見(案)の1ページでございます。

「1はじめに」でございます。読み上げさせていただきたいと存じます。

1はじめに

京都市社会福祉審議会福祉施策のあり方検討専門分科会では、平成22年8月に、京都市の厳しい財政状況の下で、保育を取り巻く情勢が激動する中、様々な利用者ニーズや保育所に求められる役割に応え、公・民全体で京都市の保育を向上させていく必要があることから、「民間保育園と市営保育所の今後の役割」や、「市営保育所がその役割を担うために必要な機能」について検証を行い、「市営保育所の今後の役割と必要な機能に基づく配置のあり方」と、「今後の役割・機能及び配置の実現へのプロセス」を明らかにすることを目的と致しまして、「市営保育所の今後のあり方」につきまして、京都市から審議の依頼を受けた。

これを受け、本分科会では、京都市の保育の実施状況をはじめ市営保育所と民間保育園との比較検証、市営保育所の課題などについてこれまで4回に渡り審議を重ねてきた。本「市営保育所の今後のあり方について(中間意見)」は、これら論議の過程で明らかになった現状に対する基本的認識及び各委員から出された意見についてまとめたものである。あわせて、これらの意見の中には、審議の視点の論議を待つまでもなく早急に改善に取り組

むべき項目も含まれていることから、これらを盛り込んだ上で、取り急ぎ京都市に提出するものである。

以上でございます。

それでは、次のページを御覧ください。「2 現状の審議状況」についてでございます。資料に添って、概略を順に御説明させていただきたいと存じます。

まず、2 ページ、(1) 現状に対する基本的認識と致しまして、保育所の状況でございますが、本市におきましては、設置個所数及び入所児童数の約 9 割を民間保育園が占めております。

次のページを御覧願います。

市営保育所におきましては、多くの民間保育園においては、年度当初から定員を超える児童の受入れを行っているのに対しまして、市営保育所におきましては、定員割れを起こしている保育所が多いという状況でございます。このため、全体と致しまして、市営保育所の方が年度途中入所の入所児童の増加率が高くなっております。

次のページをお開きください。

特に著しく定員割れを起こしております市営保育所におきまして、その近辺の民間保育園と比較いたしますと、実際に入所している児童数にはそれ程違いはなく、定員と地域の保育ニーズとの間で乖離があるものと考えられます。

次のページを御覧願いたいと存じます。

市営保育所におきましては、単独幼児保育所と単独乳児保育所が隣接し合うところが多く存在しております。具体的に申し上げますと、北区の楽只、楽只乳児保育所、左京区の養正、養正乳児保育所、東山区の三条、三条乳児保育所、下京区の崇仁第一、崇仁第二保育所、南区の久世第二、久世保育所の 5 箇所、計 10 保育所でございます。

次に、中段以降でございます。

市営保育所特有のサービスにつきましては順次見直しを行っておるところでございますが、現在では、布おむつの提供と布団の提供が残っております。このうち、布おむつの提供につきましては、平成 23 年度から見直すこととしております。

次のページをお開きください。

市営保育所の職員の状況につきましては、モデルケースをとりまして市営保育所と民間保育園の職員の配置数を比較致しますと、作業員の数を除けば大きな差があるわけではない状況となっております。ここでは、モデルケースと致しまして、この 6 ページから 8 ページにかけて、それぞれ定員が 60 人の場合、また 90 人の場合、120 人の場合の職員の配置数の算定例とその比較を順に記載させていただいております。

続きまして、9 ページをお開きください。

上段の表のモデル年収で比較致しますと、市営保育所と民間保育園に大きな差は見られませんが、公務員の平均勤続年数が長いといった特性等から、下段の表にございますように、実際の平均給与におきましては市営保育所が民間保育園より高くなっております。

次のページを御覧願います。

保育所運営におけます財源につきましては、市営保育所は民間保育園に比べまして、児童1人当たりの経費が高い状況でございます。その主な理由につきましては、「常勤職員の平均勤続年数による給与の差」、「作業員の配置」、「障害児の受入れによる職員数の差」、「地域子育て支援拠点事業への職員配置」、また「市営保育所特有のサービス」などの順となっております。

次にその下の方を御覧いただきたいと思えます。

市営保育所におきます多様な保育サービス等の実施状況と致しまして、延長保育、一時保育、休日保育、地域子育て支援拠点事業の実施箇所数をあげております。また、障害児保育の状況でございますが、障害児加配の対象となります児童の入所児童に占める受入割合につきましては、市営保育所が民間保育園を上回っておるところでございます。ここで、次のページに表を掲げさせていただいております。

また、その下の方でございますけれども、被虐待児の入所児童に占める受入割合につきましても、市営保育所が民間保育園を上回っている状況でございます。

次のページを御覧願いたいと存じます。

ここでは「(2) 各委員からの意見等」と致しまして、これまでの審議の中で、委員の皆様からいただきました様々なご意見等につきまして、アとしまして「多様化するニーズに対する市営保育所としての役割について」、イの「市営保育所の課題について」、ウとしまして「職員体制等に係る民間保育園との比較について」の大きく3つに分けてまとめさせていただいております。

続きまして、その下の方を御覧願いたいと存じます。「3 これまでの審議のまとめ」についてでございます。この部分については、読み上げさせていただきます。

3 これまでの審議のまとめ

以上に述べてきたとおり、これまでの論議においては、本市の保育の現状認識及び市営保育所と民間保育園との比較検証などを切り口として、市営保育所における定員・入所状況、保育サービスの実施状況、保育内容、地域子育て支援活動、職員体制、運営コスト、市営保育所特有の課題など、多岐に渡り意見交換を行ってきたところである。

今後、これらの意見等について、以下の4つの視点に基づき議論を深めるとともに、平成23年3月までに最終意見をまとめていくこととするが、各委員からの意見等の中には、待機児童の解消や市営保育所の効率的な運営が求められる中、早急に改善に取り組むべき課題も含まれていたため、以下4のとおり意見を述べる。

参考に審議の視点の4つを次に掲載しております。囲みの中でございますけれども、「① 民間保育園と市営保育所の今後の役割」、「② 市営保育所がその役割を担うために必要な機能」、「③ 市営保育所の今後の役割と必要な機能に基づく配置のあり方」、「④ 今後の役割・機能及び配置の実現へのプロセス」。以上の4点でございます。

続きまして、「4 意見」についてでございます。この部分につきましても読み上げさせて

いただきます。

4 意見

市営の単独乳児保育所の多くが、第2次ベビーブーム前後の全国的に保育所不足が深刻化した時期を中心として設立されており、市営保育所においては、現在、複数の単独幼児保育所と単独乳児保育所が存在する。これらの保育所については、各々が独立した保育所として運営がなされており、0歳から就学前までを見通した保育が困難であるなどの課題がある。

これらのうち、特に、幼児・乳児保育所が互いに隣接し合うところについては、乳児の待機児童が増加している中で、総じて幼児保育所の定員割れが大きいにもかかわらず、保育ニーズの高い乳児に定員・空きスペースを振り向けられないといった、互いに独立した保育所であるがゆえの問題を抱えている。

よって、本分科会からの最終意見を待たずとも、京都市において速やかに改善する必要があると考えられることから、以下のとおり、乳幼一体・併設化を行うべきである。

- ① 単独幼児保育所と単独乳児保育所が隣接している市営保育所（楽只保育所及び楽只乳児保育所、養正保育所及び養正乳児保育所、三条保育所及び三条乳児保育所、崇仁第一保育所及び崇仁第二保育所、久世第二保育所及び久世保育所）については、0歳から就学前までを見通した保育の展開や、空きスペース及び職員の効果的な活用等のために、乳幼一体・併設化すべきである。
- ② ①の乳幼一体・併設化の際には、著しく定員割れを起こしている市営保育所の定員について、幼児保育所の空きスペースを効果的に利用し、乳児の受入枠の拡大を図るなど、地域の保育ニーズを十分に踏まえ、適切な見直しを行う必要がある。

以上でございます。

なお、最後のページには、参考資料と致しまして、委員の皆様の名簿とこれまでの分科会の審議経過を記載させていただいております。

説明につきましては以上でございます。どうかよろしく御審議をお願い致します。

【浜岡会長】

ただいま市営保育所のあり方について中間意見（案）についての御説明をいただきました。この中間地点ですが3つの部分で議論できると思います。

【委員】

その前に、資料について尋ねたいところがあります。

【浜岡会長】

では、どうぞ。

【委員】

今、ずっと見せていただきまして、一つは、このモデルケースの3点、60人と90人と120人が挙げられているんですけど、少し私どもから見て異例だと思う点がありますので、お尋ねしたい。

例えば60人定員のところで、延長保育で一時間延長の対象児童が28人となっています。それから、90人定員のところは、延長保育一時間の対象児童数が50人。延長保育というのは、これは7時から7時半までと、それから18時から19時までの時間に来る児童を言うと思うんですけど、我々はこの数字、ちょっと考えられないような数字なんです。私どもも、今やっておりますけども、150人でせいぜい延長対象者は7～8人です。ところがこれだったら、明らかに延長児を募集しますとして入れたような数字になっているんじゃないかと思います。これは、モデルケースということに関して少し疑問を持つんです。

それからもう一つは職員数の問題です。たまたまこの前に京都市の職場訪問チームというのがありまして、この時は聚楽保育所に我々の仲間が行きました。その時に聚楽保育所の資料をもらってきたんですけども、これで参りますと、ちょっと勘定の仕方が違うかもしれないけども、常勤職が21名ぐらいになるんじゃないかなと思うんです。それでフリーが11名ということで、合計33名ですね。私どものことを申しますと、今、入所児童が171名おります。そして職員数は常勤職が19名、給食職員も含めてです。そして、非常勤・パートの職員も入れて26名です。これで、延長保育も、それからステーション事業も、全てこの職員でまわしているんです。週40時間もきっちり守ってます。守らないといけませんから。そうすると、モデルケースと言われながら実態とちょっと違うのではないかなと私は感じたわけですけど、その点はどうでしょうか。

【浜岡会長】

資料の説明というよりは、「はじめに」及び「現在の審議状況」の部分のデータについての疑問ということですね。

【事務局】

モデルケースについてでございますが、まずは、算定例①、②、③につきましては、昨年のプール制検討委員会の時に、当時の公立保育所の60人定員、90人定員、120人定員の当時のある瞬間の実情をモデルケースとしておきまして算定したものでございまして、その当時60人定員の公立保育所で延長の子どもがこれだけいた、あるいは90人定員では50人いたと、逆に120人定員のところでは延長しておりませんので、延長の子どもがない、という前提で作っておりますので、そういう意味でのモデルケースでございます。

ですから、このモデル自体は現実の数字を表しておりますので、特段私どもが架空の実

態ではないということで御理解いただければと思っております。

聚楽保育所と委員の保育園との関係については、それはまた後ほど検証したいと思っておりますので、この資料のモデルケースとはそういう意味でございますので、よろしくお願い致します。

【委員】

常勤と非常勤がこの資料ではちょっとわかりませんので、その辺をお願いしたい。

【事務局】

聚楽保育所の常勤等については、また別途、次回にさせていただきたいと思います。

【浜岡会長】

他にデータを含めて、最初の「はじめに」というところの文言と、それから「現在の審議状況」の中の「現状に対する基本的認識」、先ほどの御意見について、御質問等よろしいですか。

【委員】

私は基本的には、公立保育所の再編成というのは、やらないといけないと、その通りだと思っております。ただ、京都市がこれまで一貫して進めてきた、なぜ民間保育所を活用したのか、という点にちょっと触れておかなければならないと思うんです。安くというかコスト的にも抑えて、とにかく数を増やさなければならぬということ、保育所を作るにしてもまず土地代がいらぬということと、比較的人件費が安く抑えられるということ、京都市としては十分に活用したと思います。

だから、京都市は今250箇所ほどある中で、225箇所は民間に委ねると。しかも民間の創意工夫、活力、そういったものに委ねるということによってされてきた。しかしながら、安いコストに関わらず、京都市の保育の水準というのは、やっぱりかなり高いものがある。そういうことは歴代の市長さんも言っておられましたし、私どもも思いを持ってそれを誇りにしてきたわけでありました。

今度、この公立保育所が再編されるということ、これは私はやらなければならないと思っておりますが、再編した後に残る保育所ですね。これは公立の形で残るのか、あるいは場合によっては民営化して残すのかということがあると思うんです。公立の形で残されるとしても、これだけ高コスト体質のままに残るということに関しては、私どもはいささか疑問を持っておる訳でありますので、その点はこれからの課題だと思うんですけども、私どもは再編されるその後、どういう運営になっていくのかということが、一番気になるところであります。従来と同じように、高い人件費がついておるといような形で保育所を残されるということには、我々は賛成しかねるといふふうに思っております。

しかしながら全部が全部ということは思っておりません。確かに障害児や虐待児、こういったケースをたくさん公立の保育所は支えてきた訳でありますから、これについてはそれなりの手当と人件費も投入されてしかるべきだと思います。しかし、一般的に、私は公立は今のままの体制で残されるということに賛成しかねるというふうに思います。

【浜岡会長】

今後の議論に対する御意見であったかとは思いますが、今回の中間報告のまとめのところについては、その記述とかそれはよろしいですか。

【委員】

はい。

【浜岡会長】

「はじめに」と「現在の審議状況」に関して、先ほどの御質問もありましたけれど、いろいろ御意見がありましたら聞かせていただければと思います。資料の記述について少し表現を変えた方が良いとか、そういうことも含めてございましたらお願いします。

(意見なし)

それでは、ないようでしたら12ページの「(2) 各委員からの意見等」について、ア、イ、ウという順に3点に渡って整理してもらった記述がありますが、これに関する御意見、「多様化するニーズに対する市営保育所としての役割について」、それから「市営保育所の課題について」、「職員体制等に係る民間保育園との比較について」ということで、これは分科会でいろいろ御意見を出していただいたものを事務局の方でまとめていただいたものですが、これで自分の意見がうまく入っていないとか、こういうふうな意見が抜けているとか、苦言をしたのに抜けているとか、このまとめについて御意見がありましたらいただきたいと思います。

【委員】

12ページから2点ほどよろしいでしょうか。

前回、市営保育所として方針の説明があって、私は、それについてスタンダードな保育を提供されているということ述べさせていただきました。それが今回は「標準化された画一的なサービスを供給することも重要ではないか」という観点から検討する必要があるという修正になっていますけれども、議事録を確認させていただきましたけれども、私の発言に基づいてこれが入れているとすれば、若干誤解があるかと思います。

私は市営保育所がスタンダードな保育を実践することが果たして必要なかという観点

から、検討をするべきだというふうに述べたつもりでございます。スタンダードという趣旨についてもいささか誤解があるようで、標準化された画一的なサービスを市営保育所が行って、民間はオプションが豊富な多様な保育サービスを行っているという趣旨で取られてしまいがちなんですけれども、私のスタンダードという趣旨は、最低基準を超えたより好ましいという趣旨でございます。つまり、ミニマムではない、よりあるべき姿を示していくものとして考えておりまして、市営保育所がスタンダードな保育を実践することは、一つの意味として、民間保育園にとって模範となる、お手本を示すべきという意味で述べさせていただきます。ただ、このスタンダードは最低基準と違って、これを下回る保育園が仮に民間園の中にあつたとして、果たしてどれだけレベルアップの機能を持っているかというところが疑わしいというふうに思っています。

そして、民間保育園の中ではこれを越える様々な質の高い、そして多様な保育をなさっているところもあって、果たして30箇所園でスタンダードな保育をすることに意味があるのかというところが、非常に疑問でございます。

民間保育園にとって、保育の底上げ効果というものが語られてきたわけですが、果たしてそのような効果が現実のものとしてあるのかと考えております。むしろスタンダードというものを示したいのであれば、民間保育園の中で質の高いスタンダードな保育をしているところを認証して、これが好ましいと考えるものだというふうに政策転換すれば、市が基準を示して、それに適合している民間保育園の存在を明らかにすれば、スタンダードな保育の実践はできるのではないかとも思っております。ただスタンダードな保育を継続する、というのでは、今回の見直しの趣旨にそぐわないと思っております。以上です。

【浜岡会長】

ここに盛り込まれているところが、ちょっと趣旨とは違うというところでございますね。

【委員】

私は、今の「(2) 各委員からの意見等」のところを読ませていただいて、出していただいた意見全てが盛り込まれているには少し量として少ないというか内容として不十分かなと思いましたので、私なりに判断させていただいてお聞きしましたところを中心に、今日は僭越ですけれども資料を作らせていただきました。

先ほどのお話をお伺いすると、私がちょっと勘違いして捉えていたのかなと思うところもありますけれども、概ねこんな内容のことが私も含めて各委員の先生が話をされていたのではないかと思いますし、(2)のところのまとめをどうしてくださというものではないんですけれども、1回から3回までの議論に参加しました者として、こんなことを感じましたという率直な意見として、今日は取り上げていただければありがたいと思いますし、議論の中にも残していただくということで次に進んでいただければと思います。

【浜岡会長】

他にありますか。

【委員】

冒頭からまず私の方からお詫びを申し上げたいと思います。4回目ということで、1回、2回、3回とこの大事な会に欠席してしまいましたことは誠に恥ずかしい限りであります。私は、過去に全国的な保育の研究の分科会で助言者として入ったこともあります。辰巳保育所で3回ほど朝昼晩と保育の先生方といろんなこととお話する機会もありました。これからまだ何回かあると思いますけれども、できる限りその責任を果たしていきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

【浜岡会長】

先ほど、ちょっと表現のところが趣旨と違う、ということを含めて話されていたのですが、記載されている部分で気になるところ、それから第3回でかなり議論として出たはずなのに、ちょっとこの表現では表されていないということがございましたらお願いします。

【委員】

この委員提出資料について、ポイントを説明してもらおうとありがたいんですが。

【浜岡会長】

中間意見としての部分で少し表現等で換言するというか、焦点をあてていただいて、この表現で表されていることについて何か付け加えた方が良いとか、違う表現に変えた方が良いとかありますか。

【委員】

私が参加させていただいた3回の御議論を聞いて、私なりにこう受取りました、それからそこと併せて私として思っていることを、発言させていただいたことや、いただいていることがあるので、5回目以降の論議の時に僭越ですけど参考にしていただいていると思っただけですので、この場で特に付け加えさせていただくことはないです。

まとめについても、十分、不十分かと言えば、たくさん論議したのにこんなあんばいになっているわけで、それは不十分かもしれませんけれども、事務局の御判断でこういうようにまとめられたということに対して、それほど大きく抜けているというような思いはありませんし、私が出しました意見というところの内容も含めて、こんな話があったなど皆様方、先生方あるいは傍聴の皆さんが判断していただけるのであれば、それで十分だと思います。この場で付け加えさせていただくことはありません。

【浜岡会長】

他に良いですか。

【委員】

中間まとめの（案）が出た訳ですけど、内容ではなくて、今後、検討委員会で3月までに答申をとということになっておると思いますが、例えば、今までに出てきています併設化、今後あり方委員会で答申が出された場合、現在各園においては11月から来年度の入園の受付が、申請の配布が始まっているところであります。

そういうところで、この統廃合が行われる場合、いつから実施されるのか、そのあたりの行政の方の意見をお聞かせいただく中で、状況によっては早めていかなければ現場は混乱すると思うのですが、その辺の行政のお考えはどうでしょうか。

【浜岡会長】

わかりました。だいぶ話が先の方へ進んできているようですが、もし「(2) 各委員からの意見等」のまとめに関する御異議がないようでしたら、(3) と最後の(4)の「意見」のところに進んでいきたいと思えます。

【事務局】

まだ議論されている最中で、当然、私どももまだこれを正式にいただいておる訳ではございませんので、これをこの通り御意見をいただいたとすればということですと、最終意見を待たずとも速やかに実施せよという、こういう意見も出てまいりますので、私どもとしても当然、これは早いことしないといけないと受け止めさせていただきます。

いずれにしても、今時点、これを正式にいただいたとして、いつから実施するということは、いただいたうえで行政内部での調整とさせていただきたいと思えますが、少なくとも決して現場で混乱を来すとか、あるいは保護者の方に御迷惑をおかけるということはあってはならないと思っております。

【事務局】

今申し上げたことに付け加えさせていただきます。

先ほど委員からのお話がありましたように、すでに来年の春の保育所の入所の申込書類は、福祉事務所の方で配り始めたという状況でございます。年が明ければ一斉面接を皆様方保育関係者の方も関わられると思えますけど、そういった中でございます。仮に今日もし御承認していただけるということなら、かなり厳しい日程ではございますが、このことを行うのは年に一回しかなかろうと思っております。やはり春ということを目指して私どもできれば取り組んでいきたいと考えております。

それとその後のことについてでございます。もちろん年度末に向かって最終答申を仕上

げていただきたいとは存じておりますけれども、ただ、正直申し上げまして、ひと月からふた月ほど予定が少し長引いております。これは慎重な審議も一定必要ではないかというように思っております。これからいよいよ4つの審議の視点について議論となっておりますので、年度をまたぐことも含めまして、御議論を願うこともあるのではなからうかと思っております。これは最終答申に向かつてのことでございます。以上でございます。

【委員】

今度、単独乳児と単独幼児を仮に施設を一つにするということになりますと、当然新しい施設にするのか、あるいは従来の施設をそのままどっかに使うのかということが一つの検討課題になると思うんです。それからもう一つは、仮にそういう乳児と幼児が新しい合同の保育所という形で作られた場合に、当然その運営はどういう形にするのかという課題は、私は目をつむるという訳にはいかないですね。だから、これを好きにすればということにはいかないで、当然この後続いて運営はどうするのかという議論をしてもらえるならば、私はこれはこれで進めてもらえば良いと思うんです。

ただ、そういう点がある程度そこまで踏み込んでおかないと、我々としても合併されて一つでやられる。それで結構ですとは言っておられない訳であります。その辺のこともあると思います。

それともう一つ、大幅に定員割れしているところは、基本的にはやはり減員するか、あるいは廃止するかという方向も同時にこの中で出しておかなければならないと思うのですが、その辺ももうちょっと踏み込んでもらう必要があるのではないかと思うんです。

【事務局】

まず、施設をどうするかということでございます。これまでの分科会でも若干御説明させていただいておりましたけれど、これまで乳児・幼児の隣り合う保育所を併設化した際には、4箇所ほど実績がございますけれども、いずれも新施設で乳・幼を併設化してまいりました。本来ならばそういう形が望ましいのしょうけれども、現在、財政状況が厳しい状況にありますから新施設を建てるという状況にはございません。

しかし、この間、委員の皆様方からの御意見にございませとおり、隣同士でありながら二つの保育所、乳児・幼児が別々の保育所になっているということが、それが望ましいことではないというお話をかなりいただいておりますし、私どももそのように考えております。

そうしたことから、現状の施設のままであっても併設化することがまず必要ではないかと考えております。そして、そのために、所長を含めた体制については、当然考えております。

また、定員割れの問題でございませが、この13ページにも書いてございませが、全般的に乳児保育のニーズが高いというのが現状でございませ。資料の数字を御覧いただきま

しても、幼児保育所よりも乳児保育所の方が充足率が高いという現状で、一方で全体的な社会状況の中では乳児の待機児童が多いという中で、例えば幼児保育所におきますスペースを併設化に伴って有効に活用して乳児の定員を増やす、といったようなスペースの更なる有効利用が併設化によって可能ではないかと考えます。その方が社会的ニーズにも応えられると考えられるのではないかと考えております。

【事務局】

若干付け加えさせていただきます。まず一つ目の施設に関しましては、今申したとおりでございます。

運営がどうなるのかという御質問でございますけれども、もちろん一つの保育所になるということでございますので、所長は当然1名となっております。あとは現行基準での配置となっております。特別な配置を行うという考えはございません。

それから、3つ目に、その他の定員に関しての見通しについてはどう考えているのかということでございますけれども、この資料の4ページで見いただきましたらかなり定員が割れているところがございます。またその前の3ページの定員が割れている状況についての表ですが、実はこの3月の数字でございます。10月現在をとりますと、やはり昨今待機児童の発生があり、入所児童数が増えてきておりますので、私どもも全般的な定員の減員を直ちに行うということについては、慎重にすべきではないかと思っております。

しかしながら、幼児保育所について、スペースが有効活用されていない、定員割れを起こしている、ところが隣の乳児保育所では定員を超えて受入れを行っている。もちろん国基準を満たしてでございますけれども、これを活かして乳児の受入枠を増やしたい。そのために、例えば2歳児の保育スペースを幼児保育所の方で確保する。もちろん、これを行うためには一体化する必要はございます。そうすることで、見かけ上、定員はどうしても面積基準がございますので減ってまいりますけれども、今求められているニーズには応えていける、そういう面でも定員の減員は許されるのではないかと考えているのでございまして、このような形での記載をさせていただいたところでございます。

全般的な定員割れにつきまして、対策を講じないという訳ではございませんが、今はじめに申し上げたように、これまでかなり定員割れをしているところについても、一杯に近づいてきているような状況も出てきておりますので、その点については慎重にしたいと考えております。以上です。

【浜岡会長】

よろしいでしょうか。他に何かありますでしょうか。

【委員】

運営の部分も少し話が出てきていますので、4の「意見」のところの表現については特

段意見はないのですけれども、幼保一体・併設化を具体的に進めるとなった場合のこととして少し気になっているところが2点ほどございます。

まず一つは、今ここで働いている人達の雇用の確保ということが前提であろうと私は思っておりますので、そのことを危惧して言わせていただきたいと思いますし、またそこに働いている皆さんの意見を十分吸収をしていただきたいと思いますということでございます。そこに働いている人達は今までからいろいろと工夫したり、御苦労されて保育サービスの充実に尽力されていたと思いますし、そこで働いてみないとなかなかわからない大変さとか数字で表せないようなものもあろうかと思っておりますので、十分そういう人達の意見等を吸収していただきながら、そしてそこに働く人達がやりがいを持って働けるということが、充実した保育サービスに繋がるという、そういうことを十分に連携してやっていただきたいと思いますと言及させていただきたいと思います。以上でございます。

【浜岡会長】

今後の議論のところで生かしていきたい、ということですね。

今の御意見について何かありますか。

【事務局】

雇用の確保というお話が今ございましたけれど、ここではさし当たって、現状の運営主体におけます、乳幼の併設化ということでの御意見を賜っていると考えております。

いずれにしても、全体的な市営保育所のあり方につきましては12ページの3番にもございますように、4つの視点に基づいてこれから御議論されていくと考えておりまして、4の「意見」のところは現状においてさし当たっての改善というような理解をさせていただいております。

【委員】

私は併設化の考え方には、基本的に賛成をさせていただきたいと思っております、これを前提に質問を2点ほどしたいと思うんです。

まず第1点目は、0歳から就学前まで見通した保育の展開、もう一つは乳児の受入枠の拡大で、この2つで定員充足率を高めていこうという方法で配分をしようとしておられるようなんですが、乳児保育所それぞれの入所率には開きがある。先ほど10月時点ではかなり変わってきているというように説明していただいているのですけれども、私の手元の資料というのはこの委員会でいただいた7月時点のものが一番新しい。

4月、7月時点での入所率、例えば、久世、三条は高いですね。三条は100パーセント。一方、崇仁は7月時点では57%と極めて低い。10月時点では入っているのかもしれませんが、ここをどう考えていくのか。共通の方法で対応することができるのか、これが1点です。

もう1つは、議論の進め方についての質問になろうかというものですけども、0歳から就学前まで見通した保育の展開が課題になるとするのならば、隣接しない、隣接のない単独乳児保育所、例えば船岡であるとか、室町、朱雀ですね、これをどうするか。

例えば、この3つは定員充足率は非常に高く、室町・朱雀はオーバーしている訳です。このままで良いという考え方があっても良いし、あるいは、こういうのも含め、併設化を今後の課題として検討していくという考え方があっても良いと思うんです。

また、乳児、3歳未満児に重点化したサービスの実施、特定化させるという考え方があっても良いと思うんです。そして、この観点から、つまり0歳から就学前まで見通した保育の展開というスタンスで考えるとすれば、単独幼児保育所、鏡山のあり方も今後の課題として検討していく、そういう考え方もあるのかなと思います。

つまり、併設化を市営保育所の固有の役割・独自性・特殊性との関連で、議論する仕方であっても良いのかな、ここをどう考えていくのかということ、これは質問というよりも私の感想というところでとどめさせておいてもらいたいですけれども、入所率の問題についての質問については、お答えいただければありがたく思います。

【浜岡会長】

それではお願いします。

【事務局】

直近で11月の入所率が出ております。今ここに出ております楽只・養正・三条・崇仁、あと久世でございますが、それぞれ幼児保育所と乳児保育所の入所数と入所率を申し上げます。楽只につきましては、幼児保育所が78名、70.9%。楽只乳児保育所は、66名、94.3%。養正保育所、幼児91名、75.8%。養正乳児保育所、81名、108.0%。三条保育所、幼児43名、71.7%。三条乳児保育所、52名、104.0%。崇仁第一保育所、幼児43名、47.8%。崇仁第二保育所、乳児49名、70%。久世第二保育所、幼児66名、110%。久世保育所、乳児57名、95%でございます。

すみません、今の話の中で、三条乳児保育所の定員がこの4月から50名になっておりますので、従いまして、52名が11月1日に入っておりますので、104.0%になります。定員をこの4月に変更しております。

それで、今、委員の御指摘のとおりでそれぞれ5つの地域と申しましても、乳児の入り具合あるいは幼児の入り具合、それぞれ違いがございます。ですので、定員の見直し方も、全体的には乳児のニーズが高いというように申し上げましたけど、これは全般的にはそういうことが申し上げますけれども、その中で一つずつの定員のあり方、あるいはサービスのあり方というのは当然考えていかなければならない観点だろうと思っておりますし、その点については御意見を賜りましたら速やかに検討して、個別に検討していこうと思っております。

【浜岡会長】

今の御質問との関係ですが、今回の場合は、条件に合うところの一体化、併設化という形で、今日、具体的な案を出してありますが、それに必ずしも当てはまらないところについて、今後また検討するということでしょうか。

【事務局】

保育所のあり方としましては、やはり隣り合う乳児・幼児の保育所が一体的でないということは、そもそものあり方としてどうかという、こういう御指摘もいただいておりますので、それは本筋論として、そのことは併設化という、乳・幼一体併設化はあるべき姿だと、こういう御意見をいただいております。私どももその通りだと思っております。

そのうえでの個別の定員のあり方、あるいはサービスのあり方を検討していく必要があるらうと思っております。

【浜岡会長】

今のお答えでよろしいでしょうか。

【委員】

感想といいながら、伺うのも何なんですけれども、併設化、つまり0歳から就学前まで見通した保育の展開ということはあるべき姿、望ましい姿として文言において示すとするならば、単独乳児保育所、隣接していない、つまり船岡・室町・朱雀、あるいは、単独幼児保育所、鏡山との関連はどうか、これを含めた議論を今後の委員会において展開していくべきなのかどうかですね。

【委員】

4の「意見」のところで、「0歳から就学前までを見通した保育が困難である」ということが課題となっている。だから併設をしていこうということになると、今、委員がおっしゃったようにそれぞれ単独で今運営している園は、いったい今の存在はどういう意義を持っているのかということをお聞きかいていけないのではないかと思っただけです。

ですから、私は保育をしている立場から、単独であっても就学前までの見通しを持ちながら、乳児は乳児で幼児の育ちを見通しながら保育をしています。それから幼児であっても、例えば幼児から入園してくるお子さんもありますので、その過去の育ちがどうかを含めて現在の子どもの姿を就学前までどうしていくかということをお考えながら保育をしている立場として、併設でなければ子どもの育ちをしっかりと見通しながら保育をしていくことができないということであるのであれば、少し違っているのかなと思いました。

【浜岡会長】

この辺の表現の仕方、非常にデリケートな部分もあるので、そういう条件がある場合もない場合も、保育所としてはちゃんと見通しのある保育を考える、こういうことですね。

【委員】

今日が第4回ということでは、中間のまとめが最終的な話になろうかと思いますが、そういう点では少し先走ったことになるかもしれませんが、公設公営の保育所で、これが異常な定員割れを起こしているといったことから、あり方についての各委員の意見がいろいろ今日まで続いた訳ですけれど、この定員割れの保育所について、統廃合はやむを得ないのではないかと私は思います。

それから定員の見直しですね。この10月19日の京都新聞に、民営化ということが委員の間で話し合われたということが載っているんですけど、民営化というと、これは大変なことです。

この歴史ある公営保育所が、財政難とか定員割れの中で定員の見直しなり、統廃合、民営化も話し合われたということですが、これは第3回までの話し合いの中では民営化の話はなかったかと思えます。

実際、これはリークされたのか勝手に新聞記者の思い込み、思惑で書いたのか知りませんが、民営化と書いてあると、一般市民はそこまで踏み込んでこの委員会で討議をしているのかということになろうかと思えますけど、民営化ということも、この事務局として、あるいは京都市行政としては考えているのかどうか。

これは委員会の意見としてということになると思うんですけど、私は民営化をするならするで、一つの方向としてあるとは思いますが、財政難という中では所長も含めて給料が高いと、給料以前の問題もありますけども、そういった中で民営化という意見をこの委員会で出した場合、それに対して、行政としては応えることを考えているのかどうか、何か意見なり思惑があるのかどうか、そういったことも含めて、ちょっと先走ったことになると思いますが、意見として言わせていただきます。

【事務局】

答えになるかわかりませんが、我々としては、この審議会場で出た結論に対して、行政として受け止める用意はございますので、あとはそれを行政内部で様々な意思決定はしていく必要があります。当然市営保育所ですから、議会の同意もいりますので、必要な行政の手続きはありますが、審議会の御意見につきましてはそれを尊重して、内部でいろんな意思決定して参りたいと考えております。

【浜岡会長】

市営保育所がどういう役割を担っていくかとか、さらに踏み込んで、機能とかについて

は、今後の議論の中に含めると思います。

現在のところと言うと、中間まとめということですので、とりあえずここぐらいまでかなというところを整理しまして、更にその次はどこにいくんだという議論は、今後、委員会で深めていくことになるかと思えます。

【委員】

4の「意見」のところの一元化の話で、方向性については概ね良いのではないかと皆さんの御意見を受けて、私も保育の関係者じゃないんですけども、先ほど委員が言われたことは、0歳から就学前までの見通した保育が望ましいということがここでも皆さんの議論した結果だということで、そうしたら他の単独の乳児とかもあるんじゃないですかということでしたね。それも改善する一点ではないかなという、ここの意見ですね。

それで何が言いたいかと思えますと、12ページの(2)の「各委員からの意見等」というのは、今日出た意見も入れられますね。私は今言われたことというのは大事な点かなと思うので、一元化がすぐに取り組まなければいけないとして意見に入れるのは良いと思うんですけど、単独で残ったところについても、今後の視点からは十分そのことは議論できないと思うので、京都市さんの方でしっかりと考えてもらいたいというところで「意見」に入れていただいたらどうかなと思えます。以上です。

【委員】

私は先ほどのですね、まとめの案については一部賛成と申し上げあげましたけれど、ただこれは公立園のことに関して、このことに関して私は賛成と申し上げたので、民営の保育所はこういうケースはいっぱいあります。単独の乳児、単独の幼児というのが同じ経営者が別々の施設を運営しているところもありますので、これは一般論として私は言った訳ではなくして、今回のこのケースに関して、私は今回やむをえんだらうと申しました。その辺だけ申し添えておきます。

【事務局】

今の委員の意見の関係ですけども、数値的なことだけ補足させていただきますと、市営保育所で隣接していない単独乳児保育所は3箇所でございますが、民営保育園では、いわゆる隣接していないという範疇で考えますと、市内2箇所、民営の単独乳児保育園がございます。それぞれその設立の経過等ございまして、その地域性がありますので、一概には言えませんが、市内に総計5箇所の単独乳児保育所がある、と御理解いただきたいと思えます。

【委員】

これについては、私の方からも提案させていただいたこともあって、私の趣旨は、経営

者が京都市でありながら、非常に近いところに二つの乳児と幼児の保育園があるということについては、この状況を考えれば効率的ではなくて、より良い市民サービスを考えるのであれば一体化した方が望ましいと申し上げたので、それぞれ民間についてもそれぞれの経営者の考え方、理念、あるいは歴史があって、十分それで経営が成り立っているのであれば、それが良い悪いという趣旨で申し上げた訳ではございません。

それと関連して委員が先ほどおっしゃった、高コスト体質の見直しと定員充足の努力というのは、全体としてまずそれが指摘されていて、そしてそれ以外で解決できる方法であればこれがあるというふうに普通考えるべきだと思っています。一般論として、課題はこれで、今回、乳幼一体化・併設化以外の公立保育所においても、やはり高コスト体質の見直しの方向で、給料表をいじるわけにいかないでしょうけど可能な限り見直す方向と、定員充足の努力ができていない公立園とできていない公立園とがある訳ですから、定員充足の努力を4月からするべきだと私は思っております。

お話を伺っていますと、4月に子どもが集まらないことは実は公立園の役割として、中途入所のために枠を空けているんだという説明にも聞こえる訳ですが、そうだとすると4月の段階で定員を超えている公立園で、中途入所の枠はどうやって用意するのかという問題が出てきて、何か4月に子どもが集まらない公立園の存在を正当化する方便として中途入所のために枠を空けておいて、11月の段階ではほぼ埋まっていますというのは、少し話が違うのかなと思っています。定員充足の努力は4月の段階ですべきではないか。私は、それはスタンダードな保育の役割として、当然そうあってしかるべきだと思っています。

【委員】

特にこの高コストの見直しと定員充足の努力のところは、これだけのデータを示しているわけですから、今後の課題として一般論としては挙げるべきではないかと思えます。

【浜岡会長】

他にはよろしいでしょうか。中間段階での課題を出すとして、いろいろ今後の議論の進め方も含めて御意見いただいたかと思うんですけど、各委員さんからいただいた意見をまとめると、最後4番目のところ、こういう形で整理されてますが、今日委員さんからいただいた御意見がいろいろあって、若干表現について配慮した方が良いと思われる部分が出てきていますので、そういったところにつきましては、最終的に私と事務局の方で調整して、今日、委員から出てきた意見について、盛り込めるだけ盛り込んで修正させていただきたいと思えます。そういう形で中間まとめという形にしていきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

(異議なし)

それで、今日も御意見いろいろいただいたんですが、改めてこれを見て、ここはちょっと意見があるというようなこともあろうかと思えます。事務局の方とも御相談させていただきまして、12月2日の木曜日までに事務局まで書面で、ここが問題ではないかという御意見を寄せていただきますようお願いしたいと思います。可能な限り中間意見の中に盛り込んで参りたいと思っております。これで、今日の審議会締めさせていただきます。何かありますでしょうか。

【委員】

質問があります。12ページ、「委員からの意見」のところのアの7つ目ですけれども、「市営保育所のない地域における地域子育て支援拠点事業の展開方法を検討する必要がある」ということは、裏返すと市営保育所のみが地域子育て支援拠点事業をやっていくべきというふうに捉えることになるのでしょうか。わからないので教えてください。

【事務局】

委員の皆様から意見をいただきました時に、右京、西京のように市営保育所のないところでの地域子育て支援拠点事業について、例えば民間の園ではどうかという御意見をいただいておりますので、そういった趣旨を踏まえた記述にさせていただきます。

【浜岡会長】

他にございませんようでしたら、中間意見に関する今日の議論は終わらせていただきたいと思えます。

次回からですが、今日この中に示されております4つの視点という形でさらに進めて参りたいと思えますが、その中で施設見学も含めて、実態を委員の皆様と御一緒に見ることがあっても良いのかなと考えているのですが、委員の皆様どうでしょうか。

(異議なし)

それでは、日程につきましては、また委員の皆様と相談させていただいて、事務局の方で調整させていただくことをお願いしたいと思います。そういう現場というか施設の中で行われている状況等を踏まえまして、これからの議論を進めてまいりたいと思えます。

本日の分科会は一応これで終了させていただきたいと思えます。

【事務局】

浜岡会長、委員の皆様、長時間に渡りまして御協議をいただき、誠にありがとうございました。

次回、第5回の専門分科会につきましては、12月中旬から下旬頃に開催を予定しております。日時等が決まりましたら改めて御案内を申し上げます。暮れの大変お忙しい時期ではございますけれども、何卒御出席のほどよろしくお願い申し上げます。

それでは、これをもちまして、第4回の専門分科会を終了させていただきます。どうもありがとうございました。